

## 第 29 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 11 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 26 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	前谷 篤	2番	角丸 章	
	3番	猿渡 万里子	4番	大原 睦生	
	5番	片桐 幸示	7番	渡部 延三	
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏	
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫	
	12番	菊地 匡			

4. 欠席委員（1人） 6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
議案第 1 号	現況証明願について
議案第 2 号	買入協議の要請について
議案第 3 号	農林水産省通知「農地法の運用について」に基づく非農地判断について
議案第 4 号	農地利用最適化推進委員の委託の有無の判断について
議案第 2 号	砂川市農業経営基盤強化推進基本構想の見直し（案）に係る意見について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 29 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。

渡邊勝郎委員と野田事務局次長が体調を理由に欠席しております。

次に、本日の議事録署名委員は、7 番の渡部延三委員と 8 番の井上善博委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。では報告第 1 号をご説明いたします。

事務局

農業者老齢年金裁定請求が、[ ] より 10 月 20 日に提出されました。既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第 1 号「現況証明願について」事務局より説明願います。ではご説明いたします。今回は 1 件です。

事務局

願出者および土地所有者は [ ]

[ ]、土地の表示は空知太西 2 条 5 丁目 547 番 1、地目は用悪水路となっており、面積は 355 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 2 筆で 1,121 m<sup>2</sup>、申請目的は地目変更のため、調査の有無は 11 月 18 日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第 1 号図に示しています。

この土地の状況ですが、まず 547 番 1 の方は、北海幹線用水路と畑の間の土手のような細長い土地となっていて、何も耕作されておらず雑木・雑草が生えている状況です。また、547 番 5 は、倉庫や車庫が建てられています。相当以前からこのように農地として利用されておらず、この度、地目変更のため現況証明願が出されました。

以上、議案第 1 号のご説明とします。よろしくをお願いいたします。

会長 只今、議案第 1 号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第 2 号「買入協議の要請について」事務局より説明願います。

事務局

では議案第 2 号をご説明いたします。

この案件は、本年度 1 件目の農地保有合理化事業に着手するもので、[ ] が農地の一部を北海道農業公社に売渡しまして、その農地を [ ] が借りる予定です。そこで、この議案第 2 号は、まずは [ ] が北海道農業公社に対して、自分の農地を買い入れてほし

いと申し出ること、これを買入協議と言いますが、この手続きを行うものです。買入協議は農業委員会の要請に基づいて砂川市が公社に対して行う形となりますので、議案の提案文章は、記載のとおりとなっています。

対象となる農地ですが、東4条南22丁目319番、地目は公簿・現況とも田、面積32,494㎡、以下、記載のとおり計8筆、100,265㎡、図面は第2号図のとおりです。

今後の予定ですが、本日この議案が決定されて、公社との買入協議が成立した後、来月、12月の定例総会では、[ ]と公社との売買に関する農用地利用集積計画が組まれて、その後、2月の定例総会では、今度は公社から受け手である[ ]に、5年間、賃貸借する農用地利用集積計画が提案される予定です。

以上、議案第2号のご説明とします。ご審議をよろしくお願いいたします。只今、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件にご異議ございませんか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、買入協議するよう要請することとします。

続きまして、議案第3号「農林水産省通知『農地法の運用について』に基づく非農地判断について」事務局より説明願います

それでは、議案第3号をご説明します。

まず非農地判断を行う流れをご説明します。先月、10月19日に農地利用状況調査を行いました。この調査を踏まえて、今後も耕作される見込みがなく、復元も難しいといった農地は農業委員会の総会で非農地判断を行うことができます。非農地判断を行った後は、農業委員会が土地所有者をはじめ市役所の税務課や農協など関係機関に対して、非農地化したことを通知します。土地所有者はこれを受けて法務局で登記地目を変更できますし、市役所の税務課では課税上の地目を、例えば田から雑種地に変更するといった処理が行われていくこととなります。

このように、非農地判断は、粛々と進めることができますが、大変重要な判断ですから、例えば、何年か耕作されていないことのみで直ぐに非農地と判断するのではなく、様々な側面から検討して慎重に行うべきものと考えています。

では、今回、非農地判断を行う土地ですが、1件目は、所有者が[ ]、土地の表示は、鶉180番、地目は公簿で田、面積5,454㎡、以下記載のとおり計2筆、6,594㎡です。現況確認日は農地利用状況調査を実施した10月19日としていますが、この土地に行くまでの作業道のような道が崩れていて、倒木も多いなど、容易に行くことができませんので、皆さんには写真でご確認いただきました。図面は第3号図をご参照ください。

この土地に関する経過をご説明しますと、[ ]がかつて親戚の方より買入れたとのことで、永い間、水田としていましたが、家から遠くて作業効率も悪いためそばを作るようになり、6・7年前からは、この土地に行くこともできなくなったので、耕作せず現在に至っております。[ ]は今後も耕作の予定は無いと話しております。

判断の理由としては、まずこの土地に行くことが難しいことや他の農地と遠く離れて連坦していないことなどを勘案すると、今後も耕作される見込みがないと考え非農地判断の提案としました。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

次に2件目は、所有者が[REDACTED]、土地の表示は、東豊沼 176 番、地目は公簿で畑、面積 1,603 m<sup>2</sup>の1筆です。現況確認日は10月19日、図面は第4号図をご参照ください。

この土地に関する経過ですが、昭和49年に[REDACTED]の配偶者である[REDACTED]が買い入れています。永い間、農地として利用されておらず、現在は一部に土砂が置かれています。

非農地判断の理由としては、こうした経過に加えて、この土地が道路と川で分断されて、かつ面積が小さいため、農地として利用される見込みがないこと、また、地面は砂利交じりで一部踏み固められていますので、農地に復元することが難しいと考えられることから、非農地判断の提案としました。

最後に、所有者に対する説明ですが、[REDACTED]には家族を含めてご説明し、[REDACTED]は息子さんであり相続予定者である[REDACTED]にご説明し、それぞれご理解をいただいております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長  
全員  
会長

只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件は提案のとおり判断してよろしいですか。

全員  
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、対象の土地を非農地と判断します。

続きまして、議案第4号「農地利用最適化推進委員の委嘱の有無の判断について」事務局より説明願います。

事務局

では議案第4号をご説明します。

農業委員会等に関する法律では、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとされていますが、一定の基準を満たせば、委嘱しないことも定められています。仮に委嘱することになれば、農業委員と同じ任期になると想定されますので、来年7月に向けて、今から条例を制定したり、推進委員を募集するなど準備を始めなければなりませんので、3年に1回、この時期に、委嘱する・しないを判断しております。

別紙1をご覧ください。委嘱しないことができる基準は2つありまして、まず(1)は遊休農地の割合が1%以下、という基準ですが、砂川市は記載のとおり0%ですから、この基準に該当します。次に(2)、認定農業者等に集積している面積の割合が70%以上、というものですが、砂川市は74.1%となっていますので、この基準にも該当します。

従いまして、2番の判断ですが、「1(1)・(2)に該当するため、砂川市は推進委員を委嘱しないことができる市町村と判断する」ことをご提案いたします。以上です。

会長  
全員  
会長

只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、提案のとおり判断してよろしいですか。

全員  
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、砂川市は推進委員を委嘱しないことができる市町村と判断いたします。

続きまして、議案第5号「砂川市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し(案)に係る意見について」農政課に来ていただいておりますので説明をお願いします。

市農政課  
会長 <別紙2に沿って説明 >  
只今、議案第5号の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。  
はい。

大原委員 質問ですけれども、「土地所有者が分からないというときは農業委員会が探すということがあります」というところがありますよね。実際に探すというのはどの程度まで探すのですか。例えば、先々代、三代位前のおじいさんの代の養女・養子が多数いて、5人位の養子がいて行方が分からないという場合は、どのくらいまで探すんですかね。

農政課 具体的にどこまで調べるとは示されてはおりませんが、調べて分からなければ公示をしてという形で今回の…。

大原委員 調べて分からないというのは、どの辺まで調べて分からないというのかを聞いているんです。

事務局 農業委員会で今までの例を言いますと、まずは戸籍情報はできるだけ調べますね。そうすると家系図のようなものが見えてきます。そこで例えば相続権のある人に文書等を送ると返ってこないということが多々あってですね。

大原委員 送っても返って来るのでしょうか。

事務局 大半は返ってくるのですが、返ってこない方も中にはいらっしゃる、そうすると何処にいらっしゃるのか分からない、そういうケースはあります。

大原委員 それは常識的にあると思うんですよね。そういう時、どこまでこの農業委員会で調べるのか。本当に真面目に調べるとなると大変なことになる。だから、どの辺まで調べるのかっていうことを、ある程度まで書いておかないと。後で何と言いますか、調べてないんじゃないかという話になるわけですよ。その辺の不安がこの「農業委員会が各地所有者の探索を行う」という表現で、ちょっと不安になったものですから。

事務局 ここに書いてあるのは2分の1以上の共有であればいいのですが、大原委員の仰るとおり、できれば、皆さん全員から了解を得られるほうがいいと思うので、戸籍で追えるだけ追う。それでも不明ならば、人づてに何か手掛かりがないか聞いてみる、こういう風にやれるだけことはやります。けれども、やはり、例えば行方不明者ですとか海外に住んでいるですとか、限界があって、意志を確認できない場合が出てくるということがあるかと思います。

大原委員 大原委員 農政課 そういう時は公示をして、でなければ、どうすればいいんですか。  
ここに書いてあるとおりになんです。23 頁に、公示をしまして、6 か月以内に異議を述べなければ、同意したものであるということで、同意を得たものとするということが書いてありますので。

渡部委員 農政課 公示って砂川市のっていうことなんですよ。  
今までは掲示ということになっていたんですけれども、それが今回、24 頁なんですけれども、(9)の公示ということで、市の広報やインターネットその他の適切な方法ということで表現しなさいということになっています。

渡部委員 農政課 居住地が北海道外ってこともあるじゃないですか。  
はい。

渡部委員 農政課 砂川だけに限定してもいいのかどうか。  
一応これは法に基づいたこの表現にしなさいということになっていますので、ここはこれで行くしかないと思うんですけれども。

渡部委員 砂川市の公示、ネットを含んだという解釈、それが法律だっていうことでいいの。

農政課 事務局 事務局 そういうことです。  
例えば、税においても、居所不明者に対して公示送達という言葉があつて、

砂川市の掲示板などに公示することによって送達したと見なすルールになっているんです。これ、行政行為としては公示することによって、知らせたという形をとらないと次に進めないという現実があるので、そのような方法がとられているということです。相手方が知り得るかということ、知り得ないとは思いません。

谷口委員

これ、20年を越えた場合はどうなんですかね。実際はうちの水利組合でもそういう事例があって、共有名義でその人が亡くなってるということで、やっぱりその人の戸籍を辿っていくしかないですよ。その時に、一般人は戸籍を調べていくっていうことが法的に難しい。個人的には調べられないということなんです。だから行政書士とか弁護士の方がやるという分には問題がないということでした。20年を越えないものに限るということになっているから、一般の人が戸籍を調べてもいいのかなと、そういう解釈でいいのかなと。これ越えたものに関してはそういう…。

事務局

そうですね。個人では難しいですね。私ども農業委員会は、農業委員会等に関する法律に、関係機関に対して、例えば戸籍謄本などを請求することができますが、公用と言っていますけれども、公用で戸籍謄本をとることができますが、一般の個人の方があの人戸籍が欲しいといっても、それは難しいですから、確かに弁護士などに頼むとか、そういうことにしないと進んでいかないと思いますね。

会長

よろしいでしょうか。

渡部委員

はい。

会長

大原委員も。

大原委員

はい。

会長

その他に何か、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

全員

なし。

会長

それでは、その他に、特にご質問・ご意見がないようですので、意見なしとしてよろしいですか。

全員

異議なし。



会長

それでは、砂川市に対して意見なしと回答します。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

はい、大原委員。

大原委員

9月の総会で議題になりました「の解散後の課題と対策について」なのですが、2つ質問・意見を述べさせていただきますが、1つは高齢とか砂川に居住していないとかの理由で、に委託する以外耕作ができない人もいます。それで、このような人はどの位いるのか、また、そういう人の所有する農地はどの位あるのかを教えてくださいと思います。それから、このような人の農地が耕作放棄地になることを防止するため、具体的な対策としてはどのようなことが、どの程度進んでいるかということを質問いたします。

2番目としましては、本日の基本構想の頁7の3行目におきまして農福祉連携が各地で行われていて、農業と福祉との間でウィンウィンの関係が築かれていると聞いております。砂川市においても農福連携を進めるため日本農業新聞11月4日に掲載されていた農福連携技術支援者、これを養成することで、農福連携の動きを促進していくべきではないかと考えるところですがいかがですか。

事務局

まず1つ目ですが、市外の方ということですね。どれ位の方がいるのか、また面積はどれ位かということは、今、資料がないのでお答えできません。申し

訳ありません。それと具体的な対策の進捗状況ですけれども、大原委員さんが仰られたとおり、9月の総会の時に、砂川市農業再生協議会の役員会で話われて一つのまとめに至ったので、そのまとめを農政課の方からご説明をしてこの通り進めていきますと、特に重点なのは、例えば農振・農用地区域の見直しが必要ですか、基盤整備が必要ですか、そういう重要なものについては、強力に進めて欲しいというような内容だったかと承知をしています。一つ一つがどこまで進んでいるかという、まとめに至った以降は、検討はしていますが、特に何かの形になって具体的に進んでいる訳ではないというのが実態です。農業委員会としては、市長に対する意見書の中に盛り込んで、市長にも皆で話し合った結果、こういう対策が必要だと強く会長と代理から言ってもらったりしています。

それと2点目の農福連携についてですね。農政課にも農業委員会にも、補助事業としての農福連携に関して、道から文書が来たりして、該当しそうな法人に紹介したりしていますけれども、その補助金を使っている法人は、今のところないと思いますね。その法人が直接申請するものですから、もしかしたらあるかもしれないのですが。

それと、法人として福祉的な支援が必要な方に農業の仕事をしてもらっている例が市内にありますね。知っている限りで言いますと、指定取り消しという残念なことがありましたけれども、[REDACTED]が北光でやっていました。もう1件は[REDACTED]が焼山で新たに購入した農地で、[REDACTED]の人達が作業している…。

大原委員

私が申し上げたかったのは、今は2つの事例を紹介されたんですけれども、具体的には、[REDACTED]のきゅうりか何かで、知的障害の方が作業されていることです。それで、そういうような形で、農福連携を推進するために、11月4日の新聞で農福連携支援技術者という、そういうコーディネーターみたいな方の研修とか講習、いわゆる資格があるということだったので、こういう方の養成講座なんか積極的に人を出して、もう少しお互いがお互いを知るような機会を作るべきじゃないかというのが私の意見。要するに、どちらもまだお互いを知らないもので、これを分かりあえると、かなりお互い得をすと言ったりとちょっと言葉が悪いのですが、お互いそれぞれ特徴を出し合うということも可能になるんじゃないかということで、それを結びつける役、そういう人材を養成すべきじゃないかっていう。具体的には、農福連携支援技術者というようなものがいいのではないかっていう提案、意見でございます。

事務局

仰るとおりですね、農作業の現場では人手不足が著しいと言われておりますし、一方の福祉サイドでは、支援が必要な方のニーズがどんどん増えている、多様化しているという風に聞いておりますので、そこに何か接点があればいいなというご意見だと思います。農業新聞で見たという記事についても参考にしながら、情報収集から始めたいと思います。ご提案、ありがとうございます。

会長

よろしいですか。

大原委員

はい。

会長

その他、何か質問はないでしょうか。

全員

なし。

会長

それでは特に無いようですので、続いて「その他」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和4年度中空知農業委員会協議会役員研修会（事務局）
  - ・日 時 10月31日（月）
  - ・場 所 グリーンパークしんとつかわ（新十津川町）
  - ・出席者 前谷代理、野田事務局次長
3. 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出（事務局）
  - ・日 時 11月4日（金）
  - ・場 所 砂川市役所 市長室
  - ・出席者 関尾会長、前谷代理、事務局同席
4. 空知管内農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会（事務局）
  - ・日 時 11月28日（月） 13:30～
  - ・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」（深川市）
  - ・出席予定者 全員、事務局
  - ・交通手段 マイクロバスを借りて往復します。  
<12:30 砂川市役所前 出発>
5. 農地利用状況調査の結果（事務局）
  - ・別紙3のとおり
6. 次期農業委員の任命に向けた手続き等のスケジュール（案）（事務局）
  - ・砂川市に対して別紙4のとおりスケジュール（案）を通知し、次期委員の任命に向けたて続きが進められます。
7. 新規就農者との交流行事（案）（事務局）
  - ・別紙5のとおりです。
8. 令和5年新年交礼会（砂川市・砂川商工会議所・砂川建設協会共催）の開催（事務局）
  - ・日 時 令和5年1月5日（木） 13:30～
  - ・場 所 砂川パークホテル
  - ・会 費 2,000円
  - ・形 式 飲食なし、1時間程度
  - ・対 応 関尾会長のみ出席
9. 砂川市農地銀行「第1回農用地利用調整会議」の開催（事務局）
  - ・本定例総会終了後に開催します。
10. 活動記録簿の提出（事務局）
  - ・農業委員として行った活動を記入し、11月分を事務局に提出してください。
  - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))
11. 協議会報告（協議会長）

会長

只今の報告でご質問等ございませんか。



全員  
会長

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は12月23日、金曜日の午後1時半からです。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員